「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」 の改訂に向けた検討事項

環境局自然環境局総務課 動物愛護管理室

改訂の視点

平成 28 年度に動物園等で 5 年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生したこと、平成 24 年の策定後、更新が必要な情報が生じていること等から、次の視点から対応指針の改訂を検討する。

- 1. 平成 29 年 1 月と 6 月に開催した、動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応を行った専門家及び動物園関係者等へのヒアリング会議において、平成 28 年度の対応により明らかとなった課題・指摘事項。
- 2. 情報の更新、特に平成 29 年度に改訂された「野鳥における高病原性鳥インフルエンザにかかる対応技術マニュアル」との整合性の確保。
 - ※対応指針とマニュアルでは文書の位置づけが異なるものの、詳細かつ技術的な内容を記した上記マニュアルと整合がとれた内容とする。

主な検討事項

|1. 検査体制の整備について|(p. 2, 14 行目)

(指摘事項)

・検査の実施体制の整備について、動物愛護管理主管課が平時にやるべきこととして認識が必要。

(修正方針)

- ・動物愛護管理主管課が、平時から検査ルートを整備しておくべきことを明記。 (事例)
- ・動物愛護管理主管課による検査ルートの事前調整が無かった。
- 家畜保健衛生所が遺伝子検査を実施した。
- ・簡易検査キットが無く、検査実施体制の整備もなかった。
- |2. 連絡網の整備について|(p.3, 20-23 行目)

(指摘事項)

・関係部局について、網羅的な記載が必要。

- 公衆衛生部局、鳥獣行政担当部局との連携についても明記。
- 3. 感染防止の意味について (p. 1, 35~38 行目、p. 4, 37~38 行目、p. 8, 7 行目) (指摘事項)
- ・観覧者への感染防止か、観覧者からの感染防止かを明確にすべき。

・ヒトへの感染リスクについて誤解のないような記述にすべき。

(修正方針)

- ・観覧者への感染防止だけでなく、観覧者による感染やウイルスの拡散・持ち出しの防止という側面についても明記。
- ・導入部分で、高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染リスクについて一般論を記載。

(前提)

・動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第7条第2項「動物の 占有者又は所有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染症の疾病につい て正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならな い。」をふまえた内容とする。

|4. 個人飼養者等の対応について (p. 2, 8 行目)

(指摘事項)

- ・個人飼養者等に対する指針の周知方法と発生時の対応を整理すべき。
- ・すべての開業獣医師に検査してもらうのは非現実的ではないか。

(修正方針)

・動物愛護管理主管課が個人飼養者等に対しても指針を周知する旨明記。発生時の対応については現行の記載を維持。

5. マニュアルの作成について (p.3, 13~17 行目)

(指摘事項)

- 大まかな流れを示した上で、自治体や各園館が色付けするのが妥当。
- ・連携・連絡すべき主体、防疫措置上必要な内容などの基本的な事項を統一的に示すべき
- ・希少鳥類については保護増殖事業の中で考えるべき。
- ・(公財)日本動物園水族館協会にてマニュアルを整備予定。

- ・希少種については現行の記載を維持(野生課、地方環境事務所との調整) (前提)現行の以下の記載は維持する。
- ・それぞれの動物園等において、2. 以降を参考に、防疫、監視、発生時の対応等を示したマニュアル類を整備し、実施体制を整備する。マニュアル作成に当たっては、自治体の動物愛護管理主管課及び家畜衛生部局との調整を図るものとし、さらに、飼養鳥種によっては、必要に応じてその他の関係部局とも調整を図る。

6. 野外での給餌・餌付について (p.2, 15~17 行目、p.4, 9・39 行目)

(指摘事項)

- ・施設管理者による普段からの給餌への対応と発生時の現実的な対応についての考え方を提示すべき。
- ・来園者が勝手に給餌できる場合、公園敷地内だが動物園施設の外といった場合には対応が異なる
- 市民が勝手に餌やりをすることで野鳥を無用に集めてしまう中で発生するリスクがあるのであれば、中止の推奨は必要

(修正方針)

・給餌等について「野鳥における高病原性鳥インフルエンザにかかる対応技術マニュア ル」に示されている内容を示す:

給餌:動物愛護管理主管課による周知徹底、動物園管理者による野鳥を誘引しない 給餌方法を検討

餌やり:観覧者による野鳥を誘引するおそれのある餌やりを中止

7. 傷病鳥獣の受け入れについて(p.5, 11~20 行目)

(指摘事項)

- ・保護増殖事業の対象となる野鳥を保護した場合の対応については環境省との協議が 必要ではないか。
- ・限定的に受け入れるのであれば、後から感染がわかっても大丈夫な条件を整えた上で 受け入れることが重要。
- ・簡易検査で陰性を証明できないことを初出からわかるように明示すべき。

(修正方針)

- 国内発生時には傷病野鳥の受入を原則中止する。
- ・保護増殖事業対象種の取扱いは希少種保全推進室との協議が必要である。
- ・簡易検査陰性でも感染している場合があるため、観察を継続して後日確認された場合 に対応できるようにしておくとともに、必要事項を記録しておくようにする。

|8. 検査の流れについて| (p.5, 28~30 行目、p.6, 8~12 行目)

(指摘事項)

- ・現行指針では遺伝子検査必須と読めてしまう。
- ・簡易検査の結果の扱いについては、国内の発生状況を踏まえた検討が必要。
- ・臨床経過から疑いは強いが簡易検査陰性の場合の対応を示すことが必要。

- ・簡易検査陽性の場合は、環境省動物愛護管理室と確定検査の実施について相談・調整 する。
- ・簡易検査陰性でも明らかな異常があれば、更なる検査実施を検討すること、確定検査 については環境省動物愛護管理室と相談・調整する。

9. 公表の流れについて (p.5, 37~39 行目)

(指摘事項)

・簡易検査が陽性でも場合によっては遺伝子検査の結果を待って公表することも差し 支えないとの記述は曖昧であり、改めるべき。

(修正案)

- 簡易検査陽性の時点で原則環境省と同時に公表する。
- ・簡易検査あるいは遺伝子検査陽性の段階で公表する場合は、確定検査の結果陰性と なる場合もある旨明記する。

10. 感染鳥の取扱いについて (p.6. 19~20 行目、24~27 行目)

〇隔離

(指摘事項)

- ・最低限、基本的・項目的な要素を示した上で、これら要素を加味して隔離と記述すべき。
- ・隔離できる場所を用意しておいた方が良く、疑わしきは隔離して動かさない。
- ・隔離に加え、むやみに動かさない、動かす場合はいつどこからどこに移動したと記録を残す、確定診断が出るまでの期間も動かしたら必ず消毒を行う等の対応が必要。
- ・展示施設と隔離施設との位置関係や、隔離専用の施設を作る余裕がない園館についての配慮も必要。

(修正案)

・隔離飼養において注意すべき要素を項目的に提示(羽や排泄物等の飛散防止、排水 や飼育担当者によるウイルス伝播防止)。

〇飼養担当者

(指摘事項)

- ・感染鳥が生きている場合は、飼育担当者を他の鳥に近づけないことが必要。
- ・専従化は難しいのではないか。

(修正方針)

- ・飼養担当者等は専従を基本とすること、やむを得ない場合は作業動線に十分に注意する旨記載。
- ・施設や人員の余裕がない場合の安楽死の検討を記載。

|1 1. 感染鳥と同所で飼養していた鳥の取扱いについて|(p.6,32 行目~p.7,10 行目)

○感染疑いの鳥

(指摘事項)

- ・感染鳥、同所鳥のほか、感染疑いの鳥についても記載が必要。同所鳥は程度によって 感染疑いの鳥に分ける。
- ・感染疑いの可能性が高い個体は、基本的に感染鳥と同じ扱いが必要。

- ・項目見出しに「感染疑いの鳥」を追記するとともに、本文中で定義。
- ・感染疑いの鳥は確定検査の結果が出るまで感染鳥に準じた隔離飼養が望ましいとする。
- 隔離飼養が難しい場合の「野鳥マニュアル」に沿った飼養方法を紹介する。

・施設や人員の余裕がない場合の安楽死の検討についても記載する。

〇同所鳥

(指摘事項)

同所鳥については同居の状況を踏まえた判断が可能。

(修正方針)

以下を追記する。

- ・同居の状況によっては濃厚接触を通じてウイルスを保有している可能性が非常に高いこと。
- ・隔離できる施設で飼養する場合は感染疑いの鳥に準じた扱いをすることが望ましいこと。
- ・十分な隔離を行えない場合には、安楽死も検討すること。

|12. 死体や汚染物品の処分について|(p.7, 33~34 行目)

(指摘事項)

- ・注意すべきは処分するまでの保管の仕方で、処分するものが一定量まとまるまでの状況が重要。
- 「外側さえ消毒すれば一般廃棄物」と書くと誤解を招くおそれがある。

(修正方針)

- ・自治体の指示に従い適切に処分する、とする。
- ・処分までの保管方法について記載する。

|13. 消毒等の防疫措置について|(p.8, 2~4 行目)

(指摘事項)

- ・開園の目安として、何ができたら消毒になるのか。消毒方法、回数、期間等を明記で きると良い
- ・家きんでやっているような環境検査の実施は非現実的。
- ・園によって事情は違うだろうが効果的な消毒方法についての目安があると助かる。

(修正方針)

・参考資料として関係省庁の鳥インフルエンザ関連サイトの URL を提供する。

(事例)

- ・防疫措置に必要な検査キット、器材、薬剤、防護衣等が不足(東山動物園)
- ・動物園内、入退場者・出入車両を消毒(逆性石けん散布、消石灰散布、アルコール消毒)、記録、池水の消毒と水抜き(東山)
- ・飼育展示施設自体を感染鳥収容施設とみなし、消毒等を徹底(フェニックス自然動物 公園)
- ・施設及び周辺について消毒液の噴霧/塗布、消石灰の散布。家保の指示に従う。(高 岡古城公園動物園)

|14.休園・開園の基準について|(p.8,8~16行目)

(指摘事項)

- ・休園すると開園の問題が必ず出てくる
- ・発生が確認された施設に近づけないのは消毒が完了するまで、等と書き加えてはどうか。

- ・消毒等の必要な防疫措置が完了するまでの間、観覧者を発生施設に近づけない(部分的な立入制限)
- ・立入制限の期間については、野鳥監視重点区域の指定期間の考え方や家きんの移動制限区域や搬出制限区域の設定期間、清浄性確認検査手続を参考に、園内等の発生状況を考慮する旨を記載する。
- 状況を考慮する旨を記載する。
 ・ 閉園については、休園と表現を改めた上で、部分的な立入制限等の措置を講じても 園内で続発する場合になどに検討するとの形に改める。